

豊山町地域防災計画
—航空機事故対策計画—

(令和8年2月修正)

豊山町防災会議

豊山町地域防災計画 【航空機事故災害対策計画】 目次

第1編 総 則	1
第2編 各機関の実施責任と処理すべき事務	2
第3編 災害応急対策計画.....	7

第1編 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、航空機の墜落炎上等による災害から地域住民を守るため防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより被害拡大を防御し、被害の軽減を図ることを最大の目的とするものである。

第2節 計画の性格

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「豊山町地域防災計画」の「航空機事故災害対策計画」として航空機事故災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

第2編 各機関の実施責任と処理すべき事務

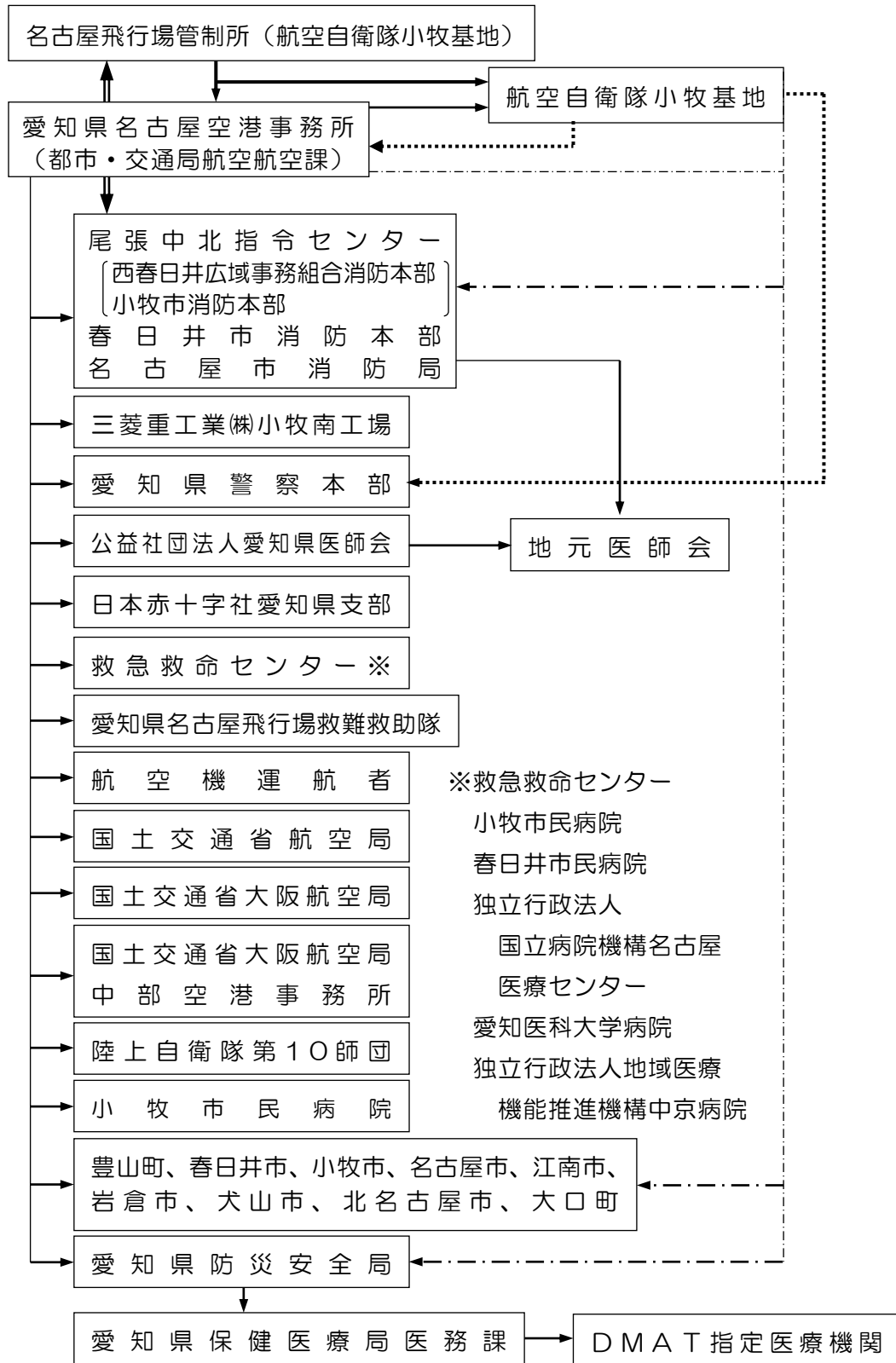
第1節 実施機関

航空機事故による被害の拡大の防御、被害の軽減措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行うものとする。

第2節 航空機事故発生時の通報、連絡

航空機事故が発生した場合における通報、連絡系統は次のとおりである。

(1) 飛行場内で事故が発生した場合



*伝達手段

—— 専用線（クラッシュホーン）

==== 専用線（ホットライン）

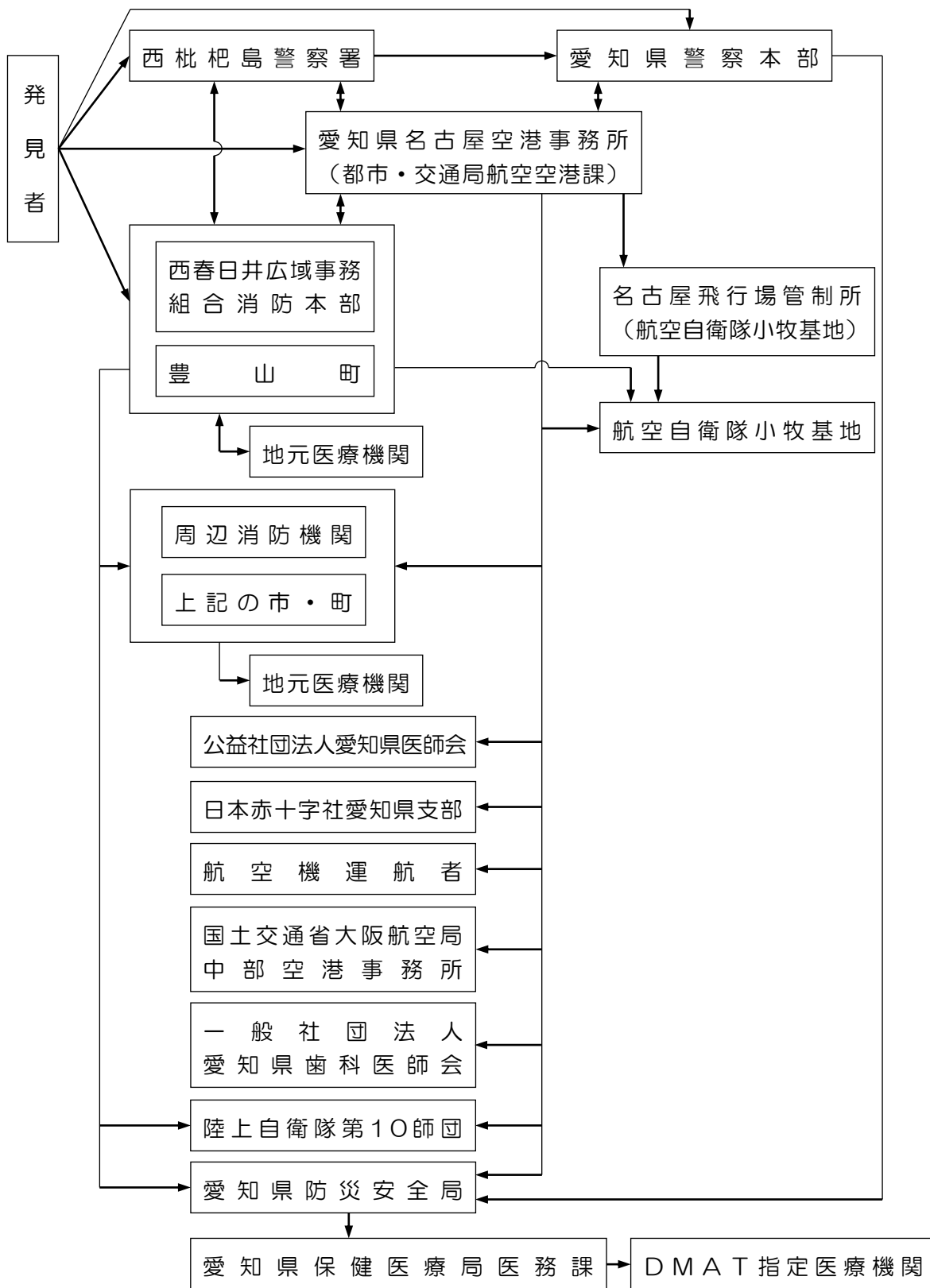
—— 一般加入電話

----- 副次ルート（県防災行政無線）

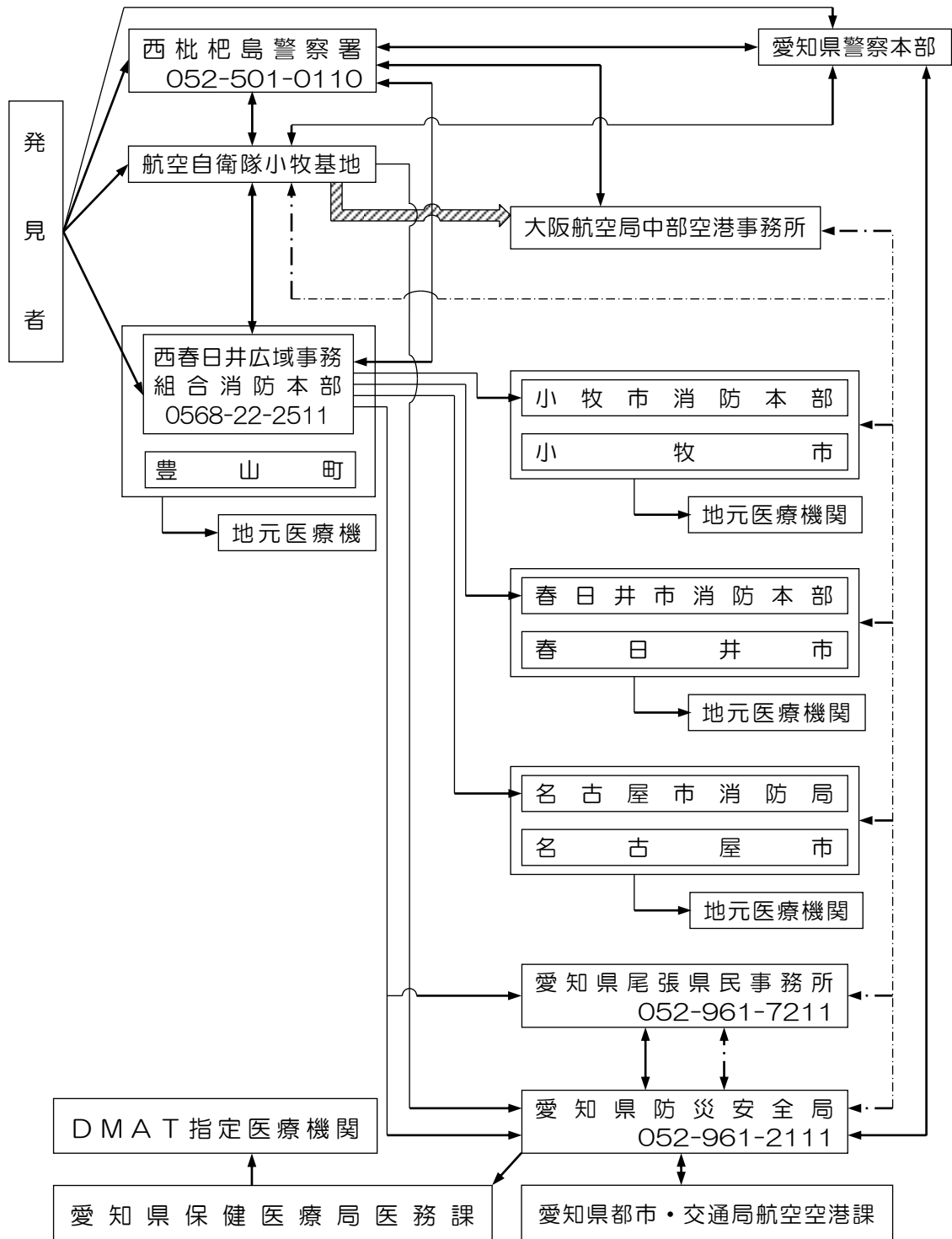
..... 自衛隊機の場合の通報

(2) 空港外周辺地域（豊山町地内）で事故した場合

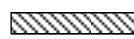
ア 民間航空機の場合



イ 自衛隊機の場合



*伝達手段

 専用線（クラッシュホン）

————— 一般加入電話

<副次ルート>

----- 県防災行政無線（同時一斉FAX使用可）

- (注) 1 空港外周辺地域とは「名古屋空港及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づく第2種区域をいう。ただし、ここに示すのは豊山町地内の場合である。
- 2 協定消防機関とは、西春日井広域事務組合消防本部、小牧市消防本部、春日井市消防本部、名古屋市消防局をいう。
- 3 災害地消防機関又は災害地以外の協定消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。
- 4 災害地消防機関が名古屋市消防局又は西春日井広域事務組合消防本部の場合の西春日井広域事務組合消防本部又は名古屋市消防局への伝達方法は、ホットラインとする。

第3編 災害応急対策計画

第1節 町、消防団及び消防本部の措置

第1 町の措置

(1) 危険防止の措置

危険防止のため次の措置を行う。

ア 航空機燃料の拡散防止（用水の保全）

イ 有害物資の有無の確認

ウ 通訳の要請

エ 緊急、一時的な交通規制

(2) 警戒区域の設定および一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

また、町長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

広報活動は、原則的に西春日井広域事務組合消防本部からの要請により、防災行政無線、広報車等により実施する。

(3) 救護所、避難所及び遺体安置所等の設置

負傷者等が発生した場合、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、遺体が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、風水害等災害対策計画第3編第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(4) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(5) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに、被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合に、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第2 豊山町消防団の任務

航空機事故に関しては、原則として後方支援とする。

第3 西春日井広域事務組合消防本部の措置

(1) 航空機事故発生時の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、第2編「伝達系統」により県及び関係機関に通報するとともに、豊山町に連絡する。

(2) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(3) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

なお、遺体が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、風水害等災害対策計画第3編第13章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(4) 他の市町村に対する応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、西春日井広域事務組合消防本部は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

さらに消防力を必要とする場合は、県に対して化学消火薬剤等必要資器材の確保について応援を要請する。

第2節 防災関係機関の措置

第1 県（名古屋空港事務所）の措置

(1) 航空機事故発生時の通報

航空機事故発生を知ったとき及び発見者から通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）」により関係防災機関に通報するとともに、災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

(2) 航空自衛隊及び地元消防機関の協力による消火救難活動

航空機事故が発生した場合は、航空自衛隊及び地元消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 空港利用者の避難誘導

空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

(4) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請

空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に医療救護班の派遣を要請する。

- (5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請
空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。
- (6) 愛知県歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請
空港及び空港周辺において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づき、愛知県歯科医師会に対して、歯科医療救護班の派遣を要請する。
- (7) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置
空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、救難救助隊を編成し、救護所及び遺体安置所等を設置し、救難救助活動を実施する。
- (8) 滑走路等の使用の一時停止措置
滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。

第2 航空自衛隊の措置

(民間機の場合)

- (1) 地元消防機関及び県（名古屋空港事務所）と協力した負傷者の救出、消防活動
愛知県名古屋飛行場内で航空機事故が発生した場合は、地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力して負傷者の救出、消防活動等を実施する。
- (2) 愛知県知事の要請に基づく救助、搜索等災害応急活動
愛知県名古屋飛行場周辺で航空機事故が発生した場合は、愛知県知事の要請により出動し、救助、搜索等災害応急活動を実施する。

(自衛隊機の場合)

- (3) 航空機事故発生 of 通報
航空機事故の発生を知ったとき及び通報を受けたときは、3「情報の伝達系統(愛知県名古屋飛行場)」により関係防災機関に通報するとともに災害を最小限にとどめるように努める。
また、必要な情報を地元消防機関等に通報し、円滑な対策活動が実施できるように協力する。
- (4) 応急活動及び事故現場の復旧
救助、搜索等応急活動を実施するとともに、事故現場の復旧を行う。

第3 県警察の措置

- (1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、第2編「伝達系統」により関係機関に通知する。

また、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。

- (2) 警察用航空機等による情報収集
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (3) 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (5) 遺体の収容、搜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (6) 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (7) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4 県（都市・交通局、防災安全局、保健医療局）の措置

- (1) 航空機事故発生の通報
航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、第2編「伝達系統」により関係機関に通報する。
- (2) 市町村に対する消防・救急活動の指示等
地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (4) 災害対策本部の設置
必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。
- (5) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等
地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(6) 関係機関の行う応急対策活動の調整

必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

(7) DMAT・医療救護班の派遣

大規模な航空機事故において、多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合は、DMAT・医療救護班を現地に派遣する。